

地域子ども・子育て支援事業の概要と市の現状

① 利用者支援（新規）

【概略】

- 子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う都市部のみならず広く市町村での実施を念頭に制度化
- 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う
- 実施場所は、子どもや保護者の身近な場所等

【国での検討課題】

- ①事業内容の範囲
- ②実施場所
- ③事業の担い手

※事例 別紙参照

② 地域子育て支援拠点事業

【概略】

- 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。
- 地域機能強化型では利用者支援・地域支援機能を付加し、機能強化。

【費用負担】

- 各市町村が補助額等を決定。
- 費用負担は、【国 1/2、市 1/2】

【国での検討課題】

- ① 量的拡大をどう図るか
- ② 質の担保
- ③ 利用者支援事業など他の地域子ども・子育て支援事業との連携・役割分担

基本事業

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

機能強化

- ① 子育て関連事業の利用にあたっての支援する取組（＝利用者支援）
- ② 地域における親・子の育ちを支援する取組（＝地域支援）

ア 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	—	2	3	3	4	4

資料：瑞浪市

イ 利用状況

単位：人（延べ人数）

事業名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
おんぶにだっこ	—	—	—	4,044	4,873	4,904
愛モア	—	—	—	7,028	7,511	8,348
ハグハグ	—	—	—	5,234	5,277	4,163
スマイル					2,460	2,779
合計	—	—	—	16,306	20,121	20,194

資料：瑞浪市

③ 妊婦健診

【概略】

- 母子保健法第13条で、市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定。
- 妊婦健診は、母子保健法上は実施主体である市町村の自治事務。そのため、事業の実施方法（実施回数、公費負担額等）については、各市町村の判断による。

【費用負担】

- 従来、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、必要な回数（14回程度の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において公費負担を拡充した。

【国での検討課題】

- ①望ましい基準の制定

単位：人

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成者数	352	359	317	356	353	321

資料：瑞浪市

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【概略】

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業（市町村が実施主体、民間への委託が可能。）

【費用負担】

- 都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。
- 費用負担は、【国 1/2、市 1/2】

【国での検討課題】

- ①できるだけ早期の訪問
- ②養育支援を必要とする家庭の確実な把握
- ③里帰り出産への対応

単位：件

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数	255	264	321	283	292	285
新生児訪問件数	106	25	20	37	—	—

資料：瑞浪市

⑤－1 養育支援訪問事業

【概略】

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業（市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。）

【費用負担】

- ・都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し、訪問数に応じた国庫補助相当額を交付。
- ・費用負担は、【国 1/2、市 1/2】

【国での検討課題】

- ①本事業が養育支援を特に必要とする家庭のニーズにしているか
- ②訪問者の資質確保、適切な実施体制確保のための方策

単位：回

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問回数	—	11	12	9	23	17

資料：瑞浪市

⑤－2 要保護児童等の支援に資する事業

【概略】

- ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため「調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取組」及び「ネットワーク関係機関の連携強化」に対する支援を実施

【費用負担】

- ・都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付
- ・費用負担は、【国 1/2、市 1/2】

【国での検討課題】

- ①事業の枠組み

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	未実施					

⑥ 子育て短期支援事業

【概略】

- 《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》
保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。
- 《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》
保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可

【費用負担】

- 都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。
- 費用負担は、【国 1/2、市 1/2】

【国での検討課題】

- ① 事業の位置づけ
- ② 事業運営のあり方

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	未実施					

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

【概略】

- 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）

【費用負担】

- 都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。
- 費用負担は、【国 1/2、市 1/2】

【国での検討課題】

- ① 都市部以外の市町村でも実施しやすいような工夫

ア 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1	1	1	1	1	1

資料：瑞浪市

イ 会員数

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	336	358	377	392	419	348
提供会員	37	45	49	51	47	49
両方会員	0	0	0	0	0	0
合計	373	403	426	443	466	397

資料：瑞浪市

ウ 活動状況

単位：回

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	77	20	50	54	30	57
保育施設までの送迎						
学童保育終了後の子どもの預かり	0	0	0	0	0	0
学校の放課後の子どもの預かり	79	38	63	0	0	0
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	13	8	11	5	2	2
買い物等外出の際の子どもの預かり	9	2	18	6	0	39
その他	3	18	29	11	120	63
合計	181	86	171	76	152	161

資料：瑞浪市

⑧ 一時預かり

【概略】

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業
- 一時預かり事業には、保育所型（保育所で実施）と地域密着型（地域子育て支援拠点等で実施）がある。また、一時預かり事業に類するものとして、有資格者（保育士）を1名以上配置するとともに、市町村が実施する一定の研修を修了した者を配置する類型（地域密着Ⅱ型）がある。

【費用負担】

- 運営主体に対する支払いは各市町村が補助額等を決定。
- 費用負担は、【国 1/2、市 1/2】

【国での検討課題】

- ①量的拡大をどのように進めるか
- ②事業の要件と手続きの取り扱い
- ③幼稚園の預かり保育の扱いについて

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	未実施					

⑨ 延長保育事業

【概略】

- 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業

【費用負担】

- 運営主体に対する支払いは、総事業ベースで1施設当たり年額に加え延長時間に応じた定額補助
- 費用負担は【事業主 1/3、県 1/3、市 1/3】

【国での検討課題】

- 新制度における保育の必要性の認定に基づく給付等の対象となる範囲内での通常利用保育に係る検討を踏まえて、延長保育の対象について検討する必要がある。

ア 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	3	3	3	3	4	4

資料：瑞浪市

イ 利用状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	—	—	74	66	83	57

資料：瑞浪市

⑩ 病児・病後児保育事業

【概略】

- 地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

【費用負担】

- 運営主体に対する支払いは総事業ベースで1か所当たり年額に加え年間延べ利用児童数に応じた定額補助
- 費用負担は【事業主 1/3、県 1/3、市 1/3】

【国での検討課題】

- ①量的拡大をどのように進めるか
- ②利用手続きについて
- ③広域利用の取扱い

ア 施設数

単位：施設

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1	1	1	1	1	1

資料：瑞浪市

イ 利用状況

単位：人

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1日あたり定員	2	2	2	2	2	2
年間利用延人数	41	37	59	59	36	35

資料：瑞浪市

⑪ 放課後児童クラブ

【概略】

- 共働き家庭など留守家庭のおおむね 10 歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

【費用負担】

- 運営費は概ね 1/2 を保護者負担で賄うことを想定。
- 残りの 1/2 分について、児童数が 10 人以上で、原則、長期休暇（8 時間以上開所）を含む年間 250 日以上開設するクラブに補助。
- 整備費は、新たに施設を創設する場合のほか、平成 25 年度より、改築、大規模修繕及び拡張の整備区分を追加。

ア 学級数

単位：学級

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学級数	5	5	5	6	6	7

資料：瑞浪市

イ 利用状況

単位：人

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
かるがも	平均登録児童数	16	17	16	15	13	25
	土曜利用者数(年間)	577	921	825	791	669	846
つばめ	平均登録児童数	12	12	12	11	20	20
	土曜利用者数(年間)	631	499	509	438	843	880
ぺんぎん	平均登録児童数	31	32	20	13	20	21
	土曜利用者数(年間)	1,586	1,412	893	649	999	993
あひる	平均登録児童数	32	26	21	28	24	28
	土曜利用者数(年間)	1031	550	934	1,503	1,171	1,007
すずめっこ	平均登録児童数	50	60	57	76	77	81
	土曜利用者数(年間)	2,503	2,940	2,862	3,815	3,763	4,092
ひまわり	平均登録児童数	—	—	—	20	24	23
	土曜利用者数(年間)	—	—	—	16	400	774
ひばり	平均登録児童数	—	—	—	—	—	10
	土曜利用者数(年間)	—	—	—	—	—	—

資料：瑞浪市

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

【概略】

- 教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

【概略】

- 教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）

横浜市の保育コンシェルジュ事業について

保育コンシェルジュとは？

- ・ 横浜市の非常勤嘱託員である保育コンシェルジュは、保育サービスに関する専門相談員。
(保育士等の資格は特に求めている)
- ・ 保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育資源・保育サービスについて情報提供を行う。
- ・ 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的とし、各区のこども家庭支援課に配置されている。
※ 配置状況:平成25年4月現在18区21名体制
- ・ 配置時に3日間研修を実施。各区の個別的な内容については随時研修を実施。

具体的な業務

1 保育サービスの利用に関する相談業務

区窓口、電話、地域子育て支援拠点等の出張先において、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況を把握し、適切な保育資源、保育サービスの情報提供を行う。

2 入所保留児のアフターフォロー業務

保育所入所保留となった保護者に対し、保育状況や意向確認等を行い、ニーズにマッチした認可保育所以外の保育資源、保育サービスの情報提供や紹介を行う。

3 保育資源・保育サービスの情報収集業務

区内を中心とした保育資源や保育サービスの提供施設等と連携を図るため、入所状況、サービス利用状況等の情報を収集する。さらに、収集した情報をデータ整理し、相談・案内時に情報提供できるツールとしてまとめる。

4 その他保育サービスの提供に関すること

参考)横浜市の保育資源と保育サービス

保育資源

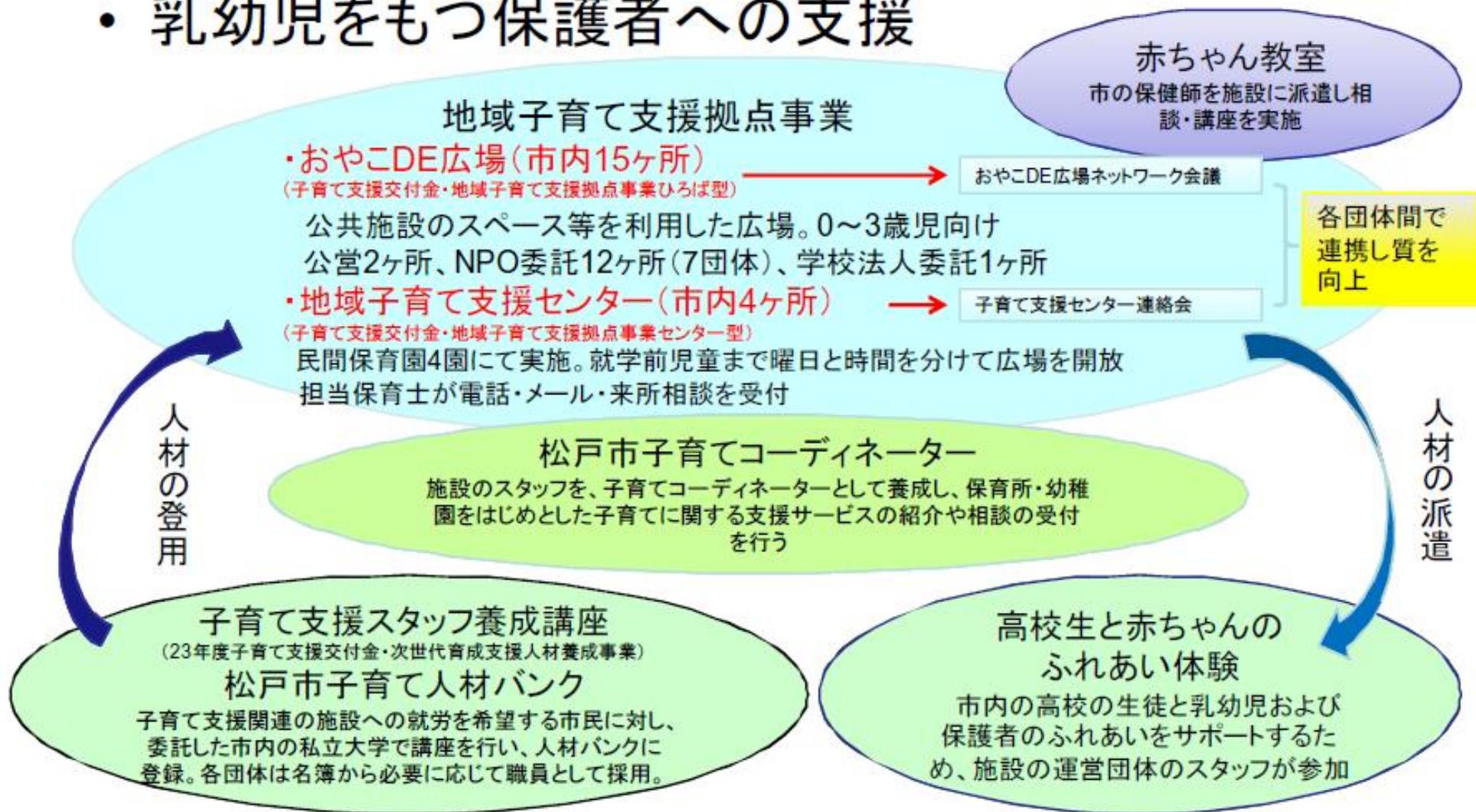
認可保育所、認可外保育施設(横浜保育室、一般認可外保育施設、事業所内保育施設、ベビーホテル)、家庭的保育福祉員、NPO等を活用した家庭的保育、幼稚園、認定こども園等

保育サービス

一時保育、私立幼稚園預かり保育、乳幼児一時預かり、横浜子育てサポートシステム等

松戸市 子育てコーディネーター①

・ 乳幼児をもつ保護者への支援



松戸市 子育てコーディネーター②

・ 松戸市子育てコーディネーター認定事業

市が「子育てコーディネーター」として認定した地域子育て支援拠点で働くスタッフが、利用者に地域における多様な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋ぐ役割を担う

